

練馬区災害時受援ガイドライン(人的支援編)(平成28年度策定)の概要について

平成29年8月30日
練馬区

総論 (P1~3)

1 策定の背景と目的(P1)

- (1) 発生 の 切迫性 が 指摘 されて いる、首都 直下 地震 等の 大規模 災害 が 発生 した 場合、区 職員 だけで 非常 時 優先 業務 (災害 対応 業務 と 優先 的 通常 業務 を 合わせた 業務) を 実施 する ことは 困難。
- (2) 熊本 地震 において 被災 した 熊本市 は、発災 から 約 1 か月 半 で 延べ 約 3 万 5 千 人の 応援 職員 を 受け 入れて、災害 対応 業務 を 行った。

【ガイドラインの目的】

本ガイドラインは、区が混乱期においても外部に躊躇なく早期の応援要請を行い、迅速かつ円滑に非常時優先業務を実施する体制を整えることを目的に、以下の3点を踏まえ作成。

【ガイドラインの作成】

- (1) 災害時に迅速かつ円滑に応援職員を受け入れるための体制と手順を定める。
- (2) あらかじめ受入業務を特定し、活動環境や必要な資器材を明確にする。
- (3) 民間団体との協力体制の確保に向けた協定締結の考え方について整理する。

2 位置付け (P2)

業務継続計画(地震編)で明らかにした非常時優先業務の実施にあたり、不足する人的資源を外部から受け入れる「受援」について定める。各部は、本ガイドラインを踏まえ、各部マニュアルに受援を反映させる。

3 受援が想定される団体(応援団体)(P2)

- (1) 自治体(災害協定締結自治体、応援申出自治体、東京都)
- (2) 災害協定締結団体(主に民間団体)
- (3) ボランティア(一般ボランティア、専門ボランティア)
- (4) その他団体(災害協定を締結していない民間団体等)

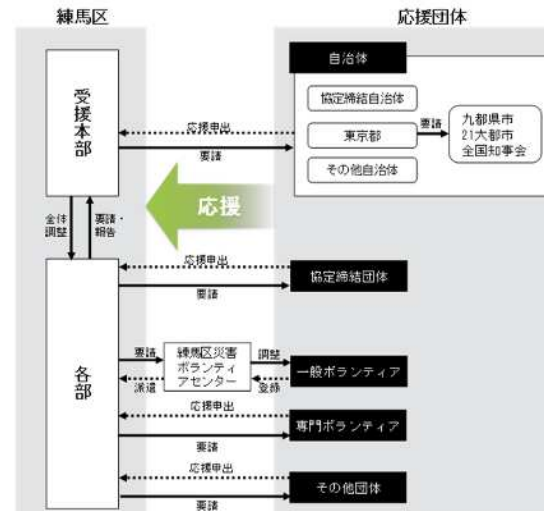
4 受援体制の整備(P3)

- (1) 受援本部
災害対策本部内に、受援に関する全体調整を担当する「受援本部」を設置する。
(本部長：職員課長 事務局：災対総務部職員班・統括部統括班受援チーム)
- (2) 各部(受援部)
ア 庶務担当課
各部(受援部)の庶務担当課は、受援本部との連絡調整や部内の受援の取りまとめを行う。
イ 指揮命令者および受援担当者
受援業務ごとに、「指揮命令者(原則、課長級職員)」と、受援の実務を担う「受援担当者(原則、係長級職員)」を置く。業務によっては、複数の受援担当者を設置する。



受援の実施 (P4~17)

1 応援要請の基本的な考え方 (P4)



6 民間団体等との協力体制の確保に向けた考え方の整理(P17)

- (1) 災害時には、協定を締結していない民間団体等、様々な団体からの応援申出が想定される。
- (2) 各部は、受援業務量を踏まえ、災害時に円滑な協力が得られるよう、災害時に区が応援を要請する可能性のある団体とは平常時から協定を締結し、内容や費用負担等をあらかじめ明確にしておくことが望ましい。
- (3) 平常時から、応援要請の対象となる担当窓口や連絡先等について把握しておく必要がある。
- (4) 訓練の合同実施や相互参加、マニュアルの作成等により、顔の見える関係の構築が重要。

受援業務の選定 (P18)

1 受援業務選定の考え方

【原則】区職員以外でも実施可能な業務は、積極的に応援を受け入れて実施する。

上記の原則に加え、以下に該当する業務を受援業務とする。

- (1) 現在の職員体制や、災害時の職員の参集状況調査の結果により、非常時優先業務の従事職員数の不足が見込まれる業務。
- (2) 過去の災害の経験と教訓から、受援が必要なことが明らかな業務。
- (3) 大量の人的資源や、経験・専門的スキルが必要な業務で、区だけでは実施が困難な業務。
- (4) 業務開始の目標時間が発災直後ではなく、かつ短時間で完了しない業務。
- (5) 重要な意思決定や重大な責任を伴わない業務。

2 受援業務シートの作成

受援業務ごとに、業務内容、要請先、必要な職種、準備する資器材等を記載したシートを作成。災害時には本シートを活用し、応援要請や業務の準備に要する時間を短縮。

今後について

- 1 災害対策各部は、ガイドラインを踏まえ、各部マニュアルに受援を反映させる。
- 2 訓練等を踏まえ、ガイドラインおよび受援業務シートを随時見直す。

2・3 受援の流れ(P5~14)

受援の流れは以下のとおり。

- (1) 応援要請
 - (2) 応援の受入準備
応援団体との連絡調整、必要資器材・活動拠点の確保等
 - (3) 応援の受入
業務内容の説明等
 - (4) 受援による業務の実施
業務管理、応援職員の交代に係る対応等
 - (5) 受援の終了
- 4 経費の負担(P15)
「応援に要した経費は、原則、受援側(被災自治体)が負担する」等、経費の負担の基本的な考え方等について整理。
- 5 経費の求償(P16)
経費を支弁する暇がない場合等の経費の繰替支弁と求償について整理。